

納 税 地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	1		円	円
法 人 税 額	2			
法 人 税 額 等 の 特 別 控 除 額	3			
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 等 の 加 算 額	4			
土 地 譲 渡 利 益 金	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	5		
	同 上 に 対 す る 税 額	6		
留 保	課 税 留 保 金 額	7		
	同 上 に 対 す る 税 額	8		
使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9		
	同 上 に 対 す る 税 額	10		
法 人 税 額 計	11			
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	12			
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	13			
控 除 所 得 税 額 等	14			
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	15			
還 付 所 得 税 額 等	16			
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	17		
	減 少 す る 還 付 加 算 金	18		
差 引 合 計 税 額	19			
既 に 納 付 の 確 定 し た 本 税 額	20			
差引納付すべき又は減少（一印）する法人税額	21			
同上のうち仮装経理に基づく 過大申告の更正に伴う	還 付 法 人 税 額	22		
	繰越控除される法人税額	23		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	24			

この通知により納付すべき又は 減少(一印)する税額	
本 税 の 額	円
無 申 告 加 算 税	
過 少 申 告 加 算 税	
重 加 算 税	

賦 課 し た 加 算 税 の 額 の 計 算 明 細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額
申 告 加 算 税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の 賦 課 決 定 額		
重 加 算 税	賦課決定額		
	変更決定後の 賦 課 決 定 額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額
(注) 1

×

延滞税の割合
(注) 2

×

期 間 （ 日 数 ）
(注) 3

法 定 納 期 限 の 翌 日
か ら 完 納 の 日 ま で

=

延 滞 税 の 額
(注) 4

3 6 5

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1／1～12／31）で、以下のとおり適用することになります。
- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・ 年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率＋4％」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・ 年「14.6％」
- ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・ 年「7.3％」と「特例基準割合（※1）＋1％」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・ 年「14.6％」と「特例基準割合（※1）＋7.3％」のいずれか低い割合
- （※1） 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として
各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合
- ③ 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・ 年「7.3％」と「延滞税特例基準割合（※2）＋1％」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・ 年「14.6％」と「延滞税特例基準割合（※2）＋7.3％」のいずれか低い割合
- （※2） 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として
各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1％の割合を加算した割合
- 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。
- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
- 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
- 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
- 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。
- 7 翌期首現在の利益積立金額について
この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			
		繰 越 損 益 金	
		納 税 充 当 金	
		未納法人税、未納地方法人税 及び未納復興特別法人税	△
		未払通算税効果額	
		未納都道府県民税	△
		未納市町村民税	△
		差 引 合 計 額	

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法
にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を
経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書
の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審
査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。